

マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの食品健康影響評価に関する御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成17年10月13日～平成17年11月16日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通(1通に複数意見の記載の場合あり)
4. 主な御意見の概要及びそれに対する動物用専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	<p>マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの毒性に関する知見は限られているものの、これらが遺伝毒性発がん物質であることを示唆する結果から、ADIを設定することは適当ではないとした貴委員会の評価を支持いたします。</p> <p>評価書(案)に記載されているように、マラカイトグリーンは生体内で還元され、より毒性が強く、残留期間の長いロイコマラカイトグリーンを生じます。しかし、現在、代謝物であるロイコマラカイトグリーンに対する法規制はなく、また厚生労働省より通知されている「養殖魚に対するマラカイトグリーンの分析法」では、可視吸収域を持たないロイコマラカイトグリーンの分析はできません。</p> <p>本年8月以降、国内でも中国産鰻においてマラカイトグリーンの検出が相次いでいますが、上記のとおりロイコマラカイトグリーンを含めた残留基準値が設定されておらず、また分析法が規定されていないため、輸入検疫におけるモニタリング検査などでの違反を発見できなかったことも類推されます。EUではマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの和として2µg/kgのMRPLsが設定されており、RASFF(早期警戒システム)ではロイコマラカイトグリーンのみでの残留摘発事例も多数報告されています。</p> <p>食品安全委員会は、リスク評価結果と輸入魚におけるマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの残留実態にもとづいたリスク判定をしてください。また、厚生労働省に対して、両物質には一刻も早く不検出の基準を設定すること、合わせて高感度な分析法を整備することを提言または勧告してください。</p>	<p>平成17年9月22日の第112回食品安全委員会において、厚生労働省より、マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンについて、食品安全委員会から「ADIを設定することは適当ではない」との答申を受けた場合、「不検出」の基準を設定するとの説明を受けておりますので、適切な管理措置がとられるものと考えております。また、平成17年11月21日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、正式に「不検出」との基準案が提示されたところです。</p>